



外国人の適正な雇用に御協力を・・・

不法就労助長は 犯罪です！

茨城県の不法就労者数は
全国最多！！

(令和4年中：出入国在留管理庁統計)

不法就労とは？

不法滞在者や被
退去強制者が働
くこと

働く許可を受けずに
働くこと
(留学・短期滞在等)

在留資格で認めら
れた範囲を超えて
働くこと
(時間・職種等)

不法就労助長って？

外国人に**不法就労**させたり、**不法就労**を**あっせん**した人
⇒ **3年以下の懲役・300万円以下の罰金**

※雇用時に、不法就労者だと知らなくても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は処罰を免れません

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD
GOVERNMENT OF JAPAN RESIDENCE CARD No.
氏名 TURNER ELIZABETH
NAME
生年月日 1985年12月31日 性別 女 F、国籍・地域 米国
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION
居住地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号
ADDRESS
在留資格 留学
STATUS Student
見本
就労制限の有無 就労不可
在留期間(満了日) 4年3月(2023年07月01日)
PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D
許可の種類 在留期間更新許可(東京出入国在留管理局長) ◇MOJ◇
許可年月日 2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日
このカードは 2023年07月01日まで有効です。 出入国在留管理庁長官
PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD

(表)

雇用時には必ず**在留カード**を確認

ポイント①

表面の「**就労制限の有無**」欄を確認
「就労不可」は原則雇用出来ないが、ポイント②も確認

ポイント②

裏面の「**資格外活動許可欄**」を確認
「就労不可」でも時間や場所に制限を設けて就労できる

居住地記載欄
届出年月日 2019年4月1日 居住地 東京都港区港南5丁目5番30号 記載者印 東京都港区長
資格外活動許可欄 ポイント②
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く
在留期間更新許可申請欄
在留資格変更許可申請中

(裏)



茨城県警察